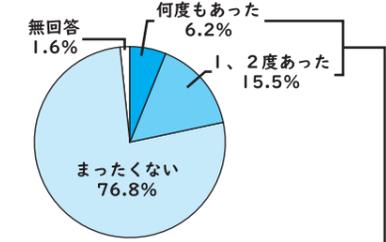


第3次加東市配偶者等暴力（DV）対策基本計画

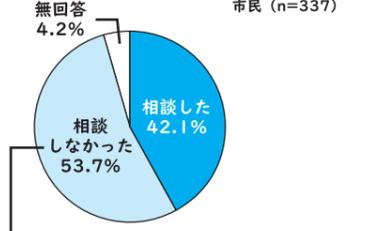
2023（令和5）年3月 加東市

被害を受けたら、どこに相談すればいいの？

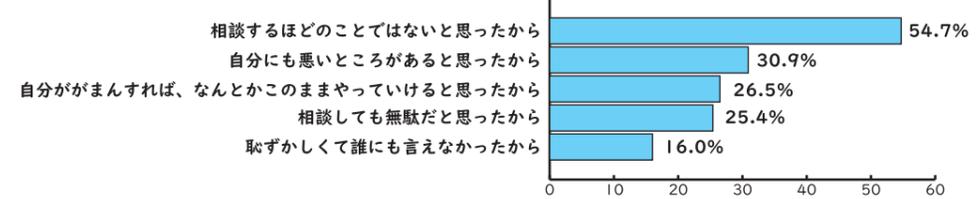
●DV被害経験の状況 市民（n=1,557）



●暴力を受けたときの相談の有無 市民（n=337）



●暴力を受けたことを相談しなかった理由（上位5位） 市民（n=181）



2021（令和3）年度「加東市DVに関する市民意識調査」によると、配偶者や交際相手から暴力を受けたことがある市民は、約5人に1人（21.7%）となっており、そのうち暴力を受けたときに相談しなかった人は半数以上（53.7%）となっています。相談しなかった理由は、「相談するほどのことではないと思ったから」が最も高く54.7%、次いで「自分にも悪いところがあると思ったから」が30.9%、「自分ががまんすれば、なんとかこのままやっていけるといったから」が26.5%となっています。

しかし、暴力は、いかなる理由であっても、どんな間柄であっても、許される行為ではありません。暴力を受けた被害者を加害者から守るために、配偶者暴力相談支援センターや警察など、さまざまな相談・支援の窓口があります。暴力の被害から抜け出し、自分自身と子どもを守るためにも、まずは、そうした身近な窓口にご相談ください。

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。

ひとりで悩まず、早めの相談が問題解決への第一歩です。自分を責めたり、暴力を我慢せず、早めに相談しましょう。**緊急の場合は、110番通報**してください。

もしも身近な人からDVに関する相談を受けたときは、さまざまな相談窓口があることを伝えてあげてください。**秘密は必ず守られます。安心してご相談ください。**

加東市配偶者暴力相談支援センター DVの根絶と被害者の自立支援を図るため、2017（平成29）年度に開設しました。 電話：0795-43-0411 月曜日～金曜日 8：30～17：00	支援内容 ①電話相談及び来所相談 ②被害者及び同伴する家族の緊急時における安全の確保 ③被害者の自立生活促進のための情報提供 ④保護命令制度の利用についての情報提供 ⑤被害者を保護する施設の利用についての情報提供 など
--	---

兵庫県女性家庭センター（悩みのホットライン）	電話：078-732-7700（電話相談） 年中無休 9：00～21：00
兵庫県立男女共同参画センター	電話：078-360-8551 月曜日～土曜日 9：30～12：00、13：00～16：30
兵庫県警察ストーカー・DV相談電話	電話：078-371-7830 24時間対応
加東警察署刑事生活安全課	電話：0795-42-0110 24時間対応
NPO法人ウィメンズネット・こうべ	電話：078-731-0324 月曜日・水曜日・金曜日 10：00～16：00

内閣府 DV相談ナビ #8008
発信地等の情報から最寄りの相談機関の窓口に電話が自動転送され、直接ご相談いただくことができます。

DV相談プラス
電話：0120-279-889
電話・メール 24時間受付
チャット相談 12：00～22：00

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは？

配偶者や交際相手等の親しい関係にある人から受ける暴力のことをいいます。身体への暴力だけでなく、言葉や態度で相手を支配することも暴力に含まれます。

本計画における「DV」とは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に規定する配偶者（事実婚、元配偶者も含む）からの暴力、また、生活の本拠を共にする交際相手（元交際相手も含む）からの暴力に加え、生活の本拠を共にしていない交際相手（元交際相手も含む）からの暴力も対象としています。

暴力の形はさまざま

DVには身体的暴力に限らず、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力といったさまざまな暴力が含まれます。

身体的暴力 殴る、蹴る、首を絞める、髪の毛を引っ張るなど 	精神的暴力 大声で怒鳴る、脅す、何を言っても無視をする、大切なものを壊す など 	性的暴力 望まない性行為を強要する、ポルノなどを無理やり見せる、避妊に協力しない など
経済的暴力 生活費を制限したり渡さない、お金を取り上げる、使い道を細かくチェックする、借金を繰り返す、仕事をさせない など 	社会的暴力 メールや電話をチェックして交友関係を細かく監視する、実家や友達との付き合いを制限する、外出させない など 	子どもへの影響 子どもに暴力を身近で見聞させることは児童虐待であり、子どもに大きなストレスを与えます。

DVかな？と思ったら

- チェックリストで、あなたやパートナーの言動を振り返ってみましょう。
- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 「バカだ。」「何もできない。」など人格を傷つける暴言を吐く。 | <input type="checkbox"/> 望まない性行為を無理やり強制する。 |
| <input type="checkbox"/> うまくいかないことがあると、何でも相手のせいにする。 | <input type="checkbox"/> 避妊に協力しない。 |
| <input type="checkbox"/> 「誰に食べさせてもらっているんだ。」と怒鳴る。 | <input type="checkbox"/> 実家や友達との付き合いを制限する。 |
| <input type="checkbox"/> 怒るとモノを投げつけたり、壁を叩いたりする。 | <input type="checkbox"/> スマホや携帯をチェックする。 |
| <input type="checkbox"/> 何を言っても無視して口をきかない。 | <input type="checkbox"/> 生活費を渡さない。 |
| <input type="checkbox"/> 殴ったり、蹴ったりする。 | <input type="checkbox"/> 子どもの前でバカにしたり、殴ったりする。 |
| <input type="checkbox"/> 首を絞める。 | <input type="checkbox"/> 自殺すると脅す。 |
| <input type="checkbox"/> 髪を持って引きずりまわす。 | |

DVは誰にでも身近に起こりうる問題です。あなたが暴力を受けたときは、ひとりで悩まないで、信頼できる人や相談窓口に相談しましょう。（裏面に相談窓口を掲載）

基本方針

DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるとの認識に立ち、あらゆる暴力を許さない社会づくりやDV防止に向けた啓発を進めるとともに、関係機関との連携を強化し、相談から自立まで、被害者の立場に立った切れ目のない支援の実現を目指します。

施策の重点目標

本計画では「**配偶者等からの暴力の根絶と被害者の自立支援**」を重点目標に掲げ、市民の誰もが暴力の不安に怯えることなく、また、暴力で人を傷つけないよう、あらゆる暴力の根絶に取り組みます。被害者に対しては、警察、県、民間団体との連携・協力により、自立に向け、安心して歩み進められるよう、被害者の心情を尊重した継続的な支援に取り組みます。

計画の取組

基本目標Ⅰ

相談体制の充実

配偶者（パートナー）や交際相手間の親密な関係性の中で起こる暴力は、周囲に気づかれにくいことや、相談につながらないために被害が潜在化してしまうケースが多くあります。

被害の深刻化を防ぎ、被害者だけで悩むことなく早期に必要な支援を行うため、相談窓口を周知するとともに、被害者の情報保護及び二次的被害の防止に努め、安心して相談ができる体制を築きます。また、加東市配偶者暴力相談支援センターを中心とする関係機関との連携を強化し、相談から自立まで、被害者の立場に立った切れ目のない支援の実現を目指します。

1 相談窓口体制の周知と充実

- 具体的施策
- (1) 加東市配偶者暴力相談支援センターの周知と充実
 - (2) 相談窓口の周知と充実
 - (3) 相談者の特性（障害者、高齢者、性的マイノリティ、外国人等）に応じた情報提供や相談支援

2 相談員等の資質向上

- 具体的施策
- (1) 相談員等の各種研修への参加
 - (2) 相談員等への被害防止、心理的ケアの実施

基本目標Ⅱ

被害者の安全確保

被害の深刻化を防ぎ、早期に被害者及び子ども等の同伴家族の安全を確保し、自立に向けて支援していくことが重要です。

警察、県の関係機関及び被害者支援に取り組む民間団体等と連携を密にし、緊急時における被害者及び子ども等の同伴家族の安全確保に努めるとともに、被害者の情報管理の徹底を図ります。

1 緊急時における安全確保

- 具体的施策
- (1) 被害者及び同伴家族の安全確保
 - (2) 子どもの安全確保
 - (3) 警察や県との連携による一時保護

2 被害者の情報の保護

- 具体的施策
- (1) 住民基本台帳の閲覧等の制限
 - (2) 関係部局における情報管理の徹底

3 保護命令等の情報提供と申立にかかる手続きの支援

- 具体的施策
- (1) 保護命令制度に関する情報提供
 - (2) 裁判所への同行支援

基本目標Ⅲ

被害者の自立支援と生活再建の支援

被害者が早期に自立した生活を送れるよう、警察、県の関係機関及び被害者支援に取り組む民間団体等と協力しながら、生活の再建や住宅の確保、就労に向けた支援を行うとともに、DVに巻き込まれた子どもについても、要保護児童対策地域協議会、学校や保育所等と連携し支援を行います。

1 被害者の自立と生活再建に向けた支援

- 具体的施策
- (1) 自立に向けた情報の提供
 - (2) 生活再建に向けた支援
 - (3) 住宅の確保に向けた支援
 - (4) 就労に向けた支援
 - (5) 心理的ケアに関する相談窓口の情報提供

2 被害者の子どもへの支援

- 具体的施策
- (1) 就学や保育に関する支援
 - (2) スクールカウンセラーの配置による心理的ケアの実施
 - (3) 子ども家庭総合支援拠点における相談実施
 - (4) 関係機関との連携による子どもへの継続的な支援の実施

基本目標Ⅳ

DVを許さない意識づくりの推進

あらゆる暴力を容認しない社会風土を形成するため、DV被害の実態やDVの特性・背景等について啓発を行い、市民一人ひとりのDVに対する認識を深めていきます。また、子どもの目の前で生じる面前DVが及ぼす子どもへの影響は深刻であり、児童虐待として啓発します。さらに、交際相手との間で生じるデートDVについて学校で正しく学ぶ機会を持つことで、防止教育を進め、早い時期から人権尊重や暴力根絶の意識を根付かせます。

1 DV防止に向けた市民・事業所等への啓発

- 具体的施策
- (1) 冊子やカードなどの啓発グッズの配布
 - (2) 市民向け講演会の開催
 - (3) 「女性に対する暴力をなくす運動」の周知

2 子ども・若者に対する予防啓発と相談体制の充実

- 具体的施策
- (1) デートDV防止教育・啓発の実施
 - (2) 発達段階に応じた教育・啓発の実施
 - (3) 若年層が相談しやすい環境の整備

3 DVに関する調査研究

- 具体的施策
- (1) 市民への意識調査の実施
 - (2) 災害時におけるDV等被害者の相談対応マニュアルの検討
 - (3) 男性、障害者、高齢者、性的マイノリティ、外国人等の多様な被害者に対する調査・研究

基本目標Ⅴ

連携体制の充実

被害者の円滑・迅速な保護、適切な支援を行うため、警察や県の関係機関との連携・協力体制を強化するとともに、市内においてもDV防止に向けたネットワークを充実させます。さらに、DVの特性について十分に理解し、きめ細かなニーズに応じた支援を担う人材の育成に努めます。

1 市内連携体制の整備

- 具体的施策
- (1) DV被害者支援対応マニュアルの活用
 - (2) 加東市DV防止ネットワーク会議の開催

2 関係機関との連携体制の強化

- 具体的施策
- (1) 警察や県など関係機関との連携体制の強化
 - (2) 広域的な連携による被害者支援の実施
 - (3) 民間の被害者支援団体との連携

3 支援を担う人材の育成

- 具体的施策
- (1) 職員に対する教育の実施